加古川市特定家畜伝染病等対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定家畜伝染病等の被害のまん延防止及び防疫作業に関する事項等について協議するため、加古川市特定家畜伝染病等対策本部(以下「対策本部」という。)の設置及びその円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定家畜伝染病等」とは、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ並びに家畜伝染病予防法(昭和26年5月31日法律第166号)第2条に定める家畜伝染病のうち、市長が防疫対策を必要と認める伝染性疾病とする。

(本部の設置)

- 第3条 対策本部は、次の各号に定める設置基準のいずれかにより設置する。
 - (1) 加古川市内で特定家畜伝染病等が発生したとき、又は発生の恐れがあるとき。
 - (2) 近隣市町において特定家畜伝染病等が発生し、本市の一部地域が移動制限区域、又は搬出制限区域に含まれたとき。
 - (3) その他、市長が必要と認めるとき。

(組織)

- 第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、防災監をもって充てる。
- 4 本部員は、次のとおりとする。
 - (1) 副市長
 - (2) 教育長
 - (3) 上下水道事業管理者
 - (4) 加古川市部長会議規程(平成元年訓令甲第7号)第2条第1項に規定する者。
- 5 本部長が必要と認めるときは、専門的な知識を有する者を本部員に加えることができる。 (会議の招集)
- 第5条 対策本部は、本部長が招集し、これを主宰する。
- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求めることができる。 (所掌事務)
- 第6条 対策本部は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、必要な 対策を実施するものとする。
 - (1) 発生地域における特定家畜伝染病等に関する情報収集及び情報分析に関すること。
 - (2) 市民への情報提供の実施に関すること。
 - (3) 防疫作業の実施に関すること。
 - (4) 今後の対応方針に関すること。
 - (5) 関係部局への指示に関すること。
 - (6) 県や市町間における連絡・調整に関すること。
 - (7) その他対策本部の設置目的を達成するために必要な事項。

(体制及び役割)

第7条 対策本部の体制及び役割業務は県の要請に応じ、本部長が決定する。

(部会の設置)

第8条 本部長は、対策本部の協議事項に関し、専門的な検討を行うため必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 対策本部の事務局は、産業経済部農林水産課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和3年11月16日から施行する。